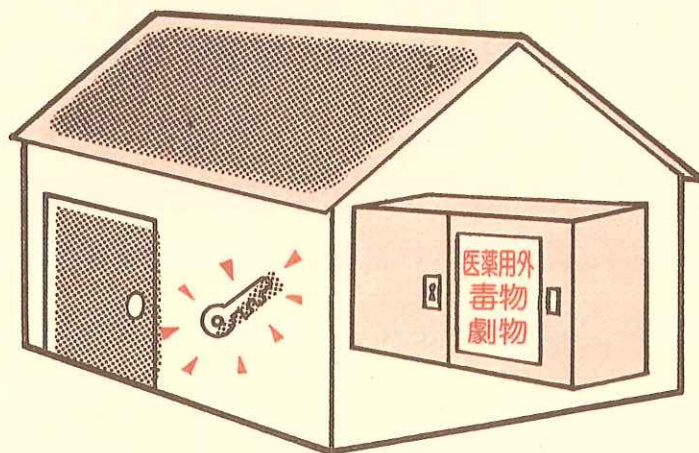
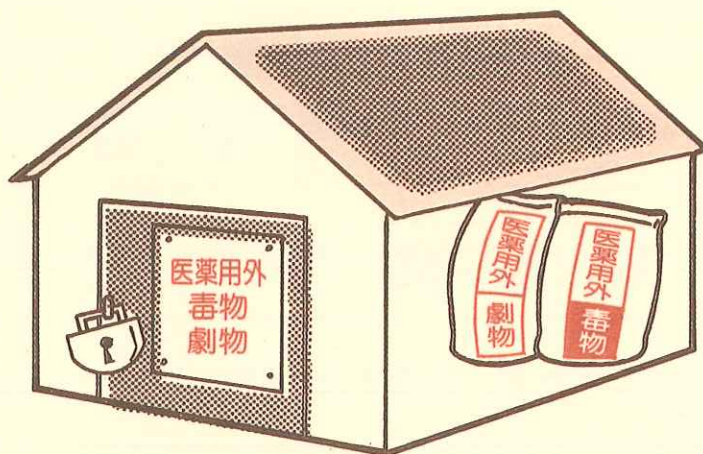


毒物・劇物保管管理ガイド

—毒物・劇物による事故を防止しましょう—



—毒物・劇物の保管には十分注意しましょう—

山形県健康福祉部保健薬務課

はじめに

薬品はその毒性の強さによって「毒物」、「劇物」、「普通物」に区別されていますが、毒物または劇物に該当するものの容器や被包には、「毒物及び劇物取締法」（以下「法」という）に基づき、それぞれ

医薬用外 毒物

医薬用外 劇物

と表示されています。

毒物・劇物については法に基づき、製造、販売はもとより、業務上取り扱う事業者の方々についても危害防止のために、守らなければならないことが定められています。

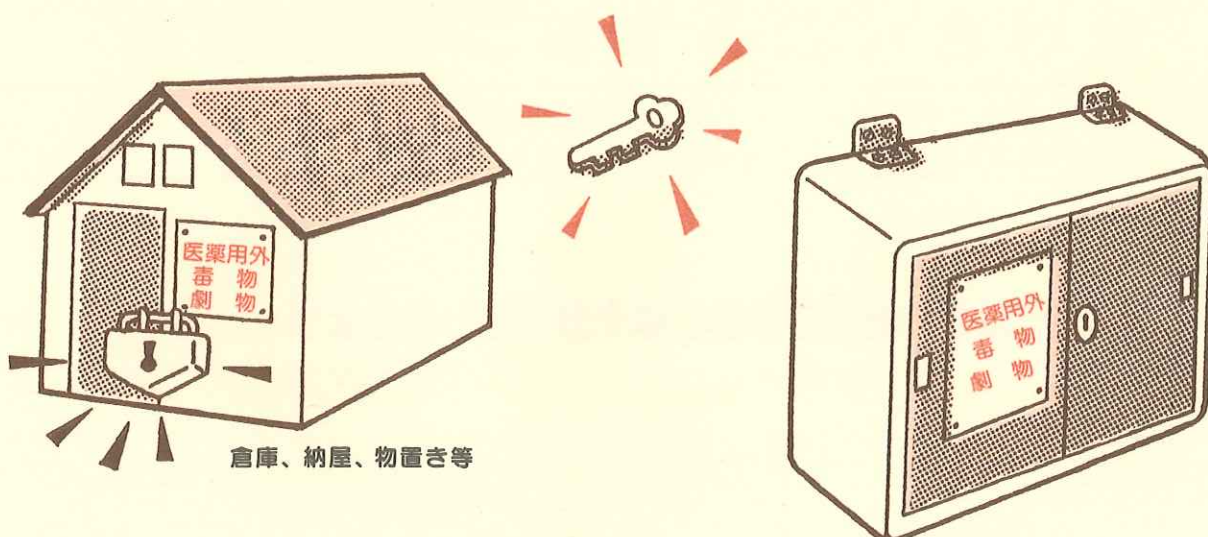
このガイドは、毒物・劇物を業務上取り扱う方々に守っていただきたい事項を簡単に説明したものです。危害防止にご活用ください。

保管について

- 1 **毒物・劇物が盗まれたり、紛失したりすることのないようにしなければなりません。（法第11条第1項）**

☆ 毒物・劇物は普通物ときちんと区別した状態で、必ず鍵のかかる場所に保管しましょう。

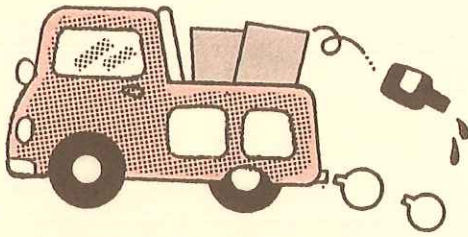
- 2 **毒物・劇物を保管する場所には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。（法第12条第3項）**



取扱いについて

- 1 毒物・劇物が飛び散ったり、流れ出したりしないようにしなければなりません。（法第11条第2項、第3項）

- ☆ 開封した袋やビンに注意してください。
- ★ 運搬時はしっかり固定しましょう。



容器について

- 1 飲食物の容器に毒物・劇物を移し替えてはいけません。（法第11条第4項）

- ☆ 誤って中身を口にすると大変危険です。

- 2 保管の必要上どうしても他の容器（飲食物の容器以外のもの）に移し替えなくてはならないときは、その容器にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしなければなりません。（法第12条第1項）



- ★ 自動車のウィンドウウォッシャー液の空容器など誤使用の危険性の少ないものを用いましょう。

廃棄について

- 1 毒物・劇物は不用になったからといって、勝手に捨ててはいけません。廃棄の方法が定められています。（法第15条の2）

- ◇ 定められた方法で廃棄することが困難な場合は、処理業者に処分を依頼するなど、適正に廃棄しましょう。

事故・盗難について

- 1 毒物・劇物による事故はすぐ関係機関へ連絡をし、応急の措置をしなければなりません。（法第16条の2第1項）
☆ 毒物・劇物の流出などにより多数の人に被害が及びそうなときは、保健所、消防署または警察署へ連絡をしてください。
- 2 毒物・劇物の盗難、紛失はすぐに警察署へ連絡しなければなりません。（法第16条の2第2項）

購入手続きについて

- 1 毒物・劇物を購入するときは、法に定められた譲渡手続きが必要です。（法第14条）
★ 右の事項を記入のうえ押印した書面を販売業者に提出しなければなりません。

| |
|---------------------------------|
| （譲受書） |
| 毒物・劇物の名称、数量、販売年月日 住所、氏名、職業 ⑩ |
- 2 亜塩素酸ナトリウム（30%以上含有のもの）、塩素酸塩類（35%以上含有のもの）、ナトリウム及びピクリン酸を購入するときは身分を証明するものを提示する必要があります。（法第15条）

毒物・劇物に関する問い合わせ

- ◇ 詳細については、下記の保健所医薬事係にお問い合わせください。

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 村山保健所（山形市十日町1-6-6） | 電話 023-627-1248 |
| 最上保健所（新庄市金沢字大道上2034） | 電話 0233-29-1257 |
| 置賜保健所（米沢市金池3-1-26） | 電話 0238-22-3872 |
| 庄内保健所（三川町大字横山字袖東19-1） | 電話 0235-66-4738 |

また、県庁健康福祉部保健薬務課薬務係（023）630-2332、2333においても問い合わせに応じております。